

均等割額の計算に関する明細書 (第6号様式別表4の3)記載の手引

平成27年5月改正

特別区内に事務所、事業所又は寮等(以下「事務所等」といいます。)を有する法人は、中間・確定申告書(第6号様式)、予定申告書(第7号様式)に添付してください。

都民税均等割の税率表 (地方税法第52条、第312条、第734条第3項)

税率表の見方

1 以下の分類にしたがって、Ⅰ～Ⅲ表を参照してください。

算定期間中の東京都内における事務所等の状況	参照する表
都内の特別区のみならず事務所等を有する法人	Ⅰ表
都内の特別区と都内の市町村に事務所等を有する法人 ・事業年度の中で特別区・市町村間の異動をした法人を含みます。	Ⅱ表
都内の市町村のみならず事務所等を有する法人 ・均等割額の計算に関する明細書(第6号様式別表4の3)の提出は不要です。	Ⅲ表

2 「法人の区分等」の「公共法人、公益法人等」に該当するのは、以下の法人です。

- (1) 公共法人(法人税法別表第一に掲げる法人)
- (2) 公益法人等(法第24条第5項、第294条第7項に規定する法人)
・地方税法第25条第1項、第296条第1項の規定により、均等割を課することができないものを除きます。
・公益法人等のうち、法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除きます。
- (3) 収益事業を行う人格のない社団等
- (4) 一般社団法人・一般財団法人
- (5) その他の資本金の額又は出資金の額を有しない法人
・保険業法に規定する相互会社を除きます。

(注) 保険業法に規定する相互会社の場合、資本金等の額は、純資産額となります。

Ⅰ表 (東京都都税条例第106条)

特別区内のみならず事務所等を有する法人

・2以上の特別区に事務所等を有する場合は、主たる事務所等所在の特別区の均等割額に、従たる事務所等所在の特別区の数に応じた均等割額を加算します。

(年額、単位：円)

法人の区分等	主たる事務所等が所在する特別区 (道府県分+特別区分)		従たる事務所等が所在する特別区 (特別区分)		
	特別区内の従業者数	均等割額	特別区内の従業者数	均等割額	
公共法人、公益法人等 など	—	70,000	—	50,000	
上記以外の法人 資本金等の額	1千万円以下	50人以下	70,000	50人以下	50,000
		50人超	140,000	50人超	120,000
	1千万円超～1億円以下	50人以下	180,000	50人以下	130,000
		50人超	200,000	50人超	150,000
	1億円超～10億円以下	50人以下	290,000	50人以下	160,000
		50人超	530,000	50人超	400,000
	10億円超～50億円以下	50人以下	950,000	50人以下	410,000
		50人超	2,290,000	50人超	1,750,000
	50億円超～	50人以下	1,210,000	50人以下	410,000
		50人超	3,800,000	50人超	3,000,000

主たる事務所等とは、「都内における主たる事務所等」をいいます。東京都以外の道府県に本店のある法人については、都内の事務所等の一つを「主たる事務所等」とし、それ以外の都内の事務所等を「従たる事務所等」としてください。

Ⅱ表 (東京都都税条例第106条、第200条)

特別区と市町村に事務所等を有する法人

・道府県分の均等割額と、事務所等が所在する特別区の数に応じた特別区分の均等割額を合算します。

(年額、単位：円)

法人の区分等	道府県分	特別区分	
		特別区内の従業者数	均等割額
公共法人、公益法人等 など	20,000	—	50,000
上記以外の法人 資本金等の額	1千万円以下	50人以下	50,000
		50人超	120,000
	1千万円超～1億円以下	50人以下	130,000
		50人超	150,000
	1億円超～10億円以下	50人以下	160,000
		50人超	400,000
	10億円超～50億円以下	50人以下	410,000
		50人超	1,750,000
	50億円超～	50人以下	410,000
		50人超	3,000,000

Ⅲ表 (東京都都税条例第200条)

市町村のみならず事務所等を有する法人

(年額、単位：円)

法人の区分等	道府県分	
公共法人、公益法人等 など	20,000	
上記以外の法人 資本金等の額	1千万円以下	20,000
	1千万円超～1億円以下	50,000
	1億円超～10億円以下	130,000
	10億円超～50億円以下	540,000
	50億円超～	800,000

※Ⅱ表、Ⅲ表に該当する法人は、市町村分の均等割を各市町村へ申告してください。

「均等割額の計算に関する明細書」は、この記載の手引の中にあります。